

Title	18・19世紀前半, アイルランド経済史研究の史料 : ダブリン大学トリニティ・カレッジ所領を中心に
Sub Title	Documents for the study of Irish economic history in the eighteenth and the first half of the nineteenth century : the estates of Trinity College, Dwblin
Author	斎藤, 英里
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1984
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.76, No.6 (1984. 2) ,p.897(165)- 911(179)
JaLC DOI	10.14991/001.19840201-0165
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19840201-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

18・19世紀前半、アイルランド経済史研究の史料

—ダブリン大学トリニティ・カレッジ所領を中心に—

齋藤英里

- I 問題の所在
- II 大学領の特質
- III 大学領における社会と経済
 - (1) 大学=ミドルマンの諸関係
 - (2) 地域社会の概観
 - (3) ミドルマン=又小作人の諸関係
 - (4) 直接耕作者の実態
- IV むすび

I 問題の所在

我が国のイギリス史研究者の間では、現地での留学体験に基づいた史料探索案内や史料紹介が地域、時代、専門分野を限定しつつ行なわれているが、アイルランド史においてはかかる点は今後の課題である。本稿はアイルランド最古の大学であるとともに、「19世紀中、最大の地主の一つ」として君臨したダブリン大学トリニティ・カレッジ（以下、大学と略）の土地所有上の性格に着目し、18世紀初頭から1845年の大飢饉直前に至るまでの時期を対象として、大学領における社会と経済、所領経営の実態を解明するに有効な諸史料の内容解説と、その利用法の検討をさしあたっての目的とするものである。しかしながら、ここで大学領に関する諸史料を対象として取りあげたのは、所領経営や地主=小作関係の分析といったテーマのみならず、アイル

ランド史上の大きな問題を解明する手段としてもかかるものが有効だという認識に立っているからである。従って以下では、ただちに史料紹介に入る前に、筆者のアイルランド史に対する問題関心、さらには本稿において対象として選定した Ulster 社会の歴史的性格について、最小限必要な事項を予め述べておくことにする。

チューダー絶対王制権力の伸張に乗じ、イギリスは隣国アイルランドに対し土地没収と植民による強硬な膨張政策を開始し、18世紀初頭には国土の80%以上がイギリス人地主の手中に帰するに至った。こうした一連の土地収奪過程、その背後にあったイギリス・アイルランド両国の政治、宗教上の事情については、これまで既に多くの研究書が明らかにしている。⁽³⁾ 筆者の関心は、植民の結果アイルランド社会に併存することによって様々な問題の発生源となった「二つの異質な要素」の存在、即ちアングロ・サクソンの要素と、在来のケルトの要素との連関を軸として、近世以降のアイルランド社会経済構造の特質を追求することにある。

上記の問題関心に立つ筆者は、中でもアイルランド北部に位置する Ulster 地方に注目している。一般に18世紀以降のアイルランドは、イギリスによる植民の影響を受け、アングロ・サクソンの要素の比較的浸透した東部と在来的要素が強く残存していた西部との二地域から構成されていたが、この対照的性格は Ulster 東部 (Antrim, Armagh, Down の各カウンティ) と西

注(1) 例えば、近藤和彦「18世紀マンチェスター社会史——関係史料をどう探すか——」(『史学雑誌』, 91編12号)

(2) W. J. Lowe, "Landlord and tenant on the estate of Trinity College Dublin, 1851-1903," *Hermathena*, cxx (1976) p. 5.

(3) この問題に関する最近の研究については、T. W. Moody, F. X. Martin and F. J. Byrne eds., *A New History of Ireland Vol. III Early Modern Ireland 1534~1691* (Oxford, 1976) 所収の諸論文を参照。

部 (Donegal 及び隣接諸カウンティの一部) において極めて顕著であった。従って Ulster 社会の地域構造の分析は、上述した筆者の問題関心に連なるものの一つとして大きな位置を占めるものである。また、今日耳目を引いている北アイルランド紛争の根源にある Ulster 地方の分割も、こうした地域構造の持つ問題性の帰結ととらえることができ、その意味でもこの点はアイルランド史上において極めて重要と言えるのである。

さて Ulster 東西両地域が、自然条件、宗派構成、農村工業の展開度 (麻工業)、共同体の解体度、等々について顕著な差異を示していたことは既に知られているが、これらの諸要因を結びつけ、統一的視点から再

構成し両地域の全体的歴史像をそれぞれ造り上げること、さらには18世紀以降のアイルランド史、とりわけ19世紀前半の時代状況——ナポレオン戦争後の不況から、大飢饉直前に至る——の脈絡の中で、Ulster 社会の持つ問題性を位置づけることは、今後の課題としてなお残されている⁽⁵⁾。こうした課題を果たすために、筆者は冒頭で述べた大学領に関する諸史料の有効性に着目するに至った。それは大学領が Ulster 東部の Armagh と西部の Donegal の二つのカウンティに分布していたため (図1)、これらの諸史料が両地域の比較検討に好都合な素材を提供してくれるからに外ならない。そこで次節では、大学領を対象として経済史研究を行

表 1 各カウンティ別大学領の規模

カウンティ	大学領の面積 (Statute Acres)	カウンティに占める大 学領面積の割合 (%)	大学領内のタウンランド 数
Armagh	23,034	7.0	53
Kerry	75,326	6.4	185
Donegal	63,230	5.3	167
Fermanagh	10,584	2.3	68
Longford	2,437	0.91	10
King's	3,886	0.79	15
Louth	1,543	0.76	8
Kildare	3,093	0.74	7
Wicklow	3,419	0.68	21
Limerick	3,662	0.54	22
Queen's	1,265	0.30	3
Down	1,270	0.21	5
Tipperary	2,161	0.20	5
Meath	346	0.06	1
Cork	252	0.014	1
Westmeath	65	0.014	2
計	195,573	1.02	573

(出典) F. J. Carney, "Pre-Famine Irish Population: The Evidence from the Trinity College Estates" *Irish Economic and Social History*, II (1975), pp. 39-40.

注 (4) 一般に、アイルランド東部は西部に比して地味が肥沃で、Ulster 東部には多くのプロテスタントが入植していた。また共同体の残存を示す指標である「ランデール制」は、アイルランド西部の辺境地帯に集中していることが確認されている。Ronald H. Bnchanan, "Field Systems of Ireland." in A. R. H. Baker and R. A. Butlin eds., *Studies of Field Systems in the British Isles* (Cambridge, 1973), pp. 587-588. なお、松尾太郎『近代イギリス国際経済政策史研究』(法政大学出版局, 1973年) 222~235 頁におけるアイルランドの地帯構造論も参照。さらに18世紀以降、アイルランド経済の主導的地位を占めた麻工業は Ulster 地方に集中していたが、東部においては麻の栽培から紡績、織布、漂白、仕上げまでの一貫した製造工程が展開されたのに対し、西部では麻の栽培と農村婦女子による紡績という初期的段階の工程が営まれるに留まる地域差があった。Ingeborg Leister, "Landwirtschaft und agrarräumliche Gliederung Irlands zur Zeit A. Young's," *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, 10 (1962), S. 21-22.

(5) アイルランド本国の研究史においては、P. Lynch と J. Vaizey が提起した「二重経済論」——maritime economy と subsistence economy——がある。Patrick Lynch and John Vaizey, *Guinness's Brewery in the Irish Economy*

図1 ダブリン大学トリニティ
カレッジ領の分布



- (1) 図1は1870年頃の大学領の分布を示したものであるが、本稿が対象としている時期にもかかる分布状態は当てはまる。
- (2) この地図は Rev. R.B. McCarthy の博士論文, "The Estates of Trinity College, Dublin, in the 19th Century," (University of Dublin, 1983) に使用されたものであり、ダブリン大学トリニティ・カレッジの D. J. Dickson 講師を通して提供された。

なう場合、大きな問題となる重層的保有関係を中心として、大学領の特質について論じてみたい。

II 大学領の特質

1592年、エリザベス1世の特許状によってダブリン大学は設立された⁽⁶⁾。この大学は国教会(Church of Ireland)聖職者の養成に力を入れ、Anglo-Irish層を中心とする教育機関として Jonathan Swift, George Berkeley, Edmund Burke, 等々我が国にも馴染み深い知識人を輩出したが、一方中世ヨーロッパの諸大学同様、マナー領主としての性格も併わせ持っており、その土地所有はアイルランド国内に広く及んだ。大飢饉直前にとられた「大学領センサス」(後論で紹介、大学の'Manuscript Room'(以下「文書室」と略)所蔵)によると、その分布は全国30カウンティ中、16カウンティに渡り、面積は19万5千エーカー以上に達し、これに学長領二つを加えると、総面積は23万エーカー余りで、国内面積の1.1%を占める程であった(図1、表1)。

Ulster 地方の場合、その広大な所領形成は1610年8月29日 Armagh, Donegal, 及び Fermanagh の各カウンティに属する土地の下付によってその基礎が築かれた⁽⁷⁾。これらの土地は没収以前にはいずれもケルト部族の領地か、または修道院領であったと推定されるが、大学領の形成過程及び初期の所領経営の実態に

ついては不明な点が多く、知られる所は多くない。ただ確認できることは、大学領においては初発から地主である大学を頂点として重層的保有関係が成立していたという点である。即ち、大学は各所領毎に数名の小作人を置き、これにリースを付与し、土地を一括貸しつけていたが、後者はさらに多数の又小作人に又貸しを行ない、地代を取得していたのである。しかもこの又小作人の下にさらに農民が存在する所領もあり、大学領の保有関係は錯綜しているのが特徴であった。

大学からリースされた土地をさらに又貸ししていたかかる小作人たちは“middlemen”と呼ばれた。このミドルマン制度はイギリスによる植民化以来、18世紀のアイルランド農村において一般的に広く見られたが、大学領と並んで国教会やロンドン・カンパニーのような“Institution”の所有する所領において、特にこの制度に依存する経営方策がとられていた⁽⁸⁾。しかも、ロンドン・カンパニー領においてはミドルマン制度が19世紀前半には衰退したのに対し、大学領ではその解体が20世紀初頭の土地改革期まで持ち越されることとなった点を考慮すると、大学領経営においてこの制度の持つ意義は殊更大きかったと言える。

さて最近の農業史研究は、所領文書や地代帳を使用した Crawford や Roebuck の論文が出現することにより、ミドルマン制度の解体、存続をめぐる議論⁽¹⁰⁾が深化しているが、とりわけミドルマンの持つ歴史的起源、実態、農業改良における役割、等々の多様性を

1759-1876 (Cambridge, 1960) pp. 9-17. 前掲、松尾氏の地帯構造論は、この「二重経済論」の批判的検討を踏まえたものである。松尾氏はさらに、20世紀初頭の独立戦争と土地改革の経済的思想的状况を、先進・後進両地域の比較からアプローチされている。「アイルランド独立戦争(1919-21年)と土地改革」(『経済志林』48巻2号)、「地域社会からみたアイルランド独立戦争—1919~21年—」(堀越智編著『アイルランドナショナリズムの歴史的研究』論創社、1981年所収)。

注(6) トリニティ・カレッジはダブリン大学唯一のカレッジである。大学の歴史については、これまで多くの書物が現れているが、J. P. Mahaffy, *An Epoch in Irish History, Trinity College Dublin Its Foundation and Early Fortunes, 1591-1660* (London, 1903) が創設当初の状況について最も詳しい。邦語文献では、馬場将光「アイルランドにおける大学の成立と国庫補助制度の初期形態(1)」(『信州大学教育学部紀要』41号)がある。

(7) 前掲の Mahaffy の書物及び R. J. Hunter の学位論文“The Ulster Plantation in the Counties of Armagh and Cavan, 1608-41,” (M. Litt. thesis, University of Dublin, 1969), pp. 498-536. 参照。

(8) David Dickson, “Middlemen,” in Thomas Bartlett and D. W. Hayton eds., *Penal Era and Golden Age, Essays in Irish History, 1690-1800* (Belfast, 1979), p. 175.

(9) Olive Robinson, “The London Companies as Progressive Landlords in Nineteenth-Century Ireland,” *Economic History Review*, 2nd ser., xv (1962-3), p. 104.

(10) W. H. Crawford, “Landlord-Tenant Relations in Ulster 1609-1820,” *Irish Economic and Social History*, II (1975), Peter Roebuck, “Rent Movement, Proprietorial Incomes and Agricultural Development, 1730-1830,” in P. Roebuck ed., *Plantation to Partition, Essays in Ulster History in honour of J. L. McCracken* (Belfast, 1981), p. 99. 前者が上質麻の織布業地帯におけるミドルマン制度の早期解体を実証したのに対し、後者はアイルランド農村社会におけるミドルマンの影響を改めて強調した。

明らかにした Dickson の論稿によって⁽¹¹⁾、この制度の研究に関する整理と方向づけがなされたことは重要である。彼によれば“*Institution*”の所領におけるミドルマンは極めて安定した保有権に支えられており、その性格も単なる寄生的収奪者 (*lease speculator*) とは異なるものであると指摘されている。そこで以下では、この Dickson の見解を念頭に置きつつ、ミドルマン制度を軸に、大学領における土地保有関係、社会経済構造のより詳細な実態を考察する手懸かりとなる史料を紹介したい。

Ⅲ 大学領における社会と経済

(1) 大学＝ミドルマンの諸関係

ここでは地主としての大学と小作人としてのミドルマンとの関係を分析する史料を紹介するとともに、それらの史料に則して両者の具体的関係を検討することを課題としている。このためにはまず、小作名、リース期間、地代水準について長期的にその変動を追求する作業が必要であろう。かかる地主＝小作関係分析にとって最も有効な史料として、ここでは *Deed* (「捺印証書」、以下「証書」と略) を利用する。大学と小作人との間で交されたリース契約に関する「証書」は現在、大学の文書室に所蔵されている。以下では *Armagh* カウンティの所領の一つである *Toaghy* マナーを例にとり、かかる史料を検討したい。

さて、当マナーにおいて「証書」が利用できるのは、1717年が最初である。この年に、*Henry Richardson* が小作人として史料に登場し、以後は表2に見られるように、各小作人へのリース付与が何回も行なわれている。*Richardson* の次の小作人、*Edward Mathews* は、1749年リースを *Robert King* に売却し、後者がリース期間中に死亡するとその保有権は *King* の外戚の *Maxwell* 家へ、さらに1780年以降はその縁者の *Fox* 家へ受け継がれている。従って18世紀中葉以降、*Toaghy* マナーの経営は同一家系のミドルマンによって行なわれていたことになる。

表2を一瞥して気付くことは、リース期間がいずれ

も21年と定められているにもかかわらず、実際はリース満了を待つことなく小作人はリースを更新し、しかもその更新期間が年々短期化しているという事実である。18世紀後半に8～5年間隔で更新されていたリースは、1810年以降、隔年の更新が一般化し、大飢饉直前には一年で更新が行なわれるに至っている。かかる特異とも思われる現象をいかに解釈すべきであろうか。

この問題に対して、大学の小作人に対する強制的リースの解約、更新→地代の上昇という線で理解する考え方もあろう。即ちこの考え方によれば、小作人は大学とのリース契約にあたって極めて弱い地位に置かれ、21年という長期リースを与えられながらも実際は更新を上から強制させられ、地代上昇を甘受したということになる。しかしながら実際の地代額及びその上昇率は、後にも触れるように、他の所領に比して相対的に低い水準にあり、小作人の負担が大きかったとは考えられない。ここではむしろ、彼らが絶えざるリースの更新によって小作としての地位を延長させていった点の方を重視すべきであろう。従って小作人は有限リースを与えられていたものの、名目的地代を支払い更新を⁽¹²⁾くり返すことによって、事実上は‘*perpetuity tenant*’⁽¹³⁾と化し、自らの立場を強化していったのである。かかる短期間のリース更新は、*Toaghy* 以外の他の大学領においても慣習化していたようである。

前段において大学が設定した地代額の低さについて言及したが、他の所領の数値と比較しつつこの点をさらに具体的に検討したい。1765年に *Maxwell* はリースを獲得したが、後に所領の一部の小作権を放棄して⁽¹⁴⁾いる。1843年に取られた「大学領センサス」によると、*Maxwell* に残され *Fox* へと受けつがれていった保有地の総面積は、約11,000エーカー (*Statute Acre*) であった。この面積を基にすると、1エーカー当りの地代額は、同時期に有限リースを与えられていた所領の地代水準に比して極めて低いこととなる。即ち大学領の地代は、1772年には9.4ペンス、1790年には11.3ペンス、1826年には21.9ペンス、1844年で39.1ペンスという上昇に留まっている。表3は *Ulster* 地方の8つの代表的世俗領の有限リースを対象として、平均保有地

注 (11) Dickson, *op. cit.*, pp. 172-175.

(12) Lowe, *op. cit.*, p. 6.

(13) Lowe, *loc. cit.*

(14) 「証書」(*Earl of Farnham to James Kidd*) 史料番号, D 889/1/41 B, (Public Record Office of Northern Ireland (以下 P.R.O.N.I. と略) 所蔵)

表2 Toaghy マナーにおける小作人名、地代とリース期間

リース施行日	小 作 人 名	地代(£SD)	期間(年)	地代(Pence/Acre)
1717 5-1	Henry Richardson	{300 320 370	10½ 9½ 1	
1738 11-1	Edward Mathews	{450 500	2 19	
1750 5-1	Robert King	{500 525	9½ 11½	
1757 5-1	Barry Maxwell	{500 525 625	2½ 11½ 7	
1765 5-12	Hon Barry Maxwell	{361/11/- 430/8/4	6 15	
1772 5-12	Hon Barry Maxwell	{430/8/4 516/10/2	14 7	9.4
1780 11-12	Barry Lord Farnham	{430/8/4 516/10/2 722/5/-	6½ 7 7½	9.4
1785 11-12	Barry Earl of Farnham	{215/4/2 516/10/2 722/5/- 802	0½ 7 7½ 6	11.3
1790 5-12	Barry Earl of Farnham	{516/10/2 722/5/- 802	3 7 11	11.3 15.8
1795 5-12	Barry Earl of Farnham	{722/5/- 802 870	5½ 10 5½	15.8
1800 5-12	Barry Earl of Farnham	{361/2/6 802 870	0½ 10½ 10	17.5
1804 5-12	Barry Earl of Farnham	{802 870 1087/10/-	7 10 4	17.5
1806 11-12	John James, Earl of Farnham	802 870 1087	4½ 10 6½	17.5
1810 11-1	John James, Earl of Farnham	401 870 1087 1400	½ 10 8½ 2	19.0
1812 11-1	John James, Earl of Farnham	870 1087 1400	8½ 8½ 4	19.0
1826 11-1	Charles & Barry Fox	1003/7/9 1292/6/2 1476/18/6	3 4 14	21.9
1832 11-1	Charles & Barry Fox	1292/6/2 1476/18/6 +292 tithe	1 20	28.2
1834 11-1	Charles & Barry Fox	1768/18/6	21	38.6
1843 11-1	Charles & Barry Fox	1791/10/-	21	39.1
1844 11-1	Charles & Barry Fox	1791/10/-	21	39.1

- (1) 1757年にリースを受けた Barry Maxwell は、1765年には Honourable, 80年には Lord, 85年には Earl の称号をそれぞれ授けられている。1806年にリースを受けた John James は、Farnham 2世である。
- (2) ほとんどのリースは、表に見られるように、地代を段階的に設定している。例えば1757年、Barry Maxwell に与えられたリースは、最初の2年半を500ポンド、次の11年半を525ポンド、最後の7年間を625ポンドというように地代を設定した。

大飢饉前、アイルランド経済史研究の史料

- (3) 1812……1826……1832, 1834……1843の間は2年毎にリースが更新されている。
 (史料) College Deeds, 史料番号, Mun/D/298, 430, ……., 2903 (大学文書室所蔵)

表 3 Ulster 地方の代表的所領における地代変動

A=平均保有地規模 (Statute Acres)

B=平均地代 (Pence/Acre)

年代	Brownlow		Kilwarlin		Sandwich 1806		Erne 1810	
	A	B	A	B	A	B	A	B
1730-39	45	21			40	16	108	20
1740-49	28	30	41.3	15				
1750-59	21	47	28	21	79	17	3	123
1760-69	15	66	17.5	35	26	40	25	85
1770-79	11	77	20.6	32.5			8	90
1780-89	10	81	12.4	47	34	58	30	57
1790-99	8	94	17	53.5			12	98
1800-09			11.2	74	63	143	28	89
1810-19			13.8	100			67	144
1820-29			19.1	88				
Out of lease					52	49	8	159
日付不明							26	63
調査時点での 総平均値					44	43	18	84

年代	Hamilton 1810		Antrim 1812		Balfour 1815		Charlemont 1820	
	A	B	A	B	A	B	A	B
1730-39			131					
1740-49			128				30	33
1750-59			70				46	21
1760-69	1,617	6	20		65	35	60	25
1770-79			479		78	29	16	68
1780-89	47	38	143		115	28	43	27
1790-99	567	13	97		107	19	15	48
1800-09	115	61			60	53	12	67
1810-19	55	98			15	118	10	112
1820-29							17	96
Out of lease	497	3	86		39	109	10	125
日付不明			177		76	29		
調査時点での 総平均値	510	14	142		75	35	16	59

- (1) 各所領の所在地は以下の通りである。Brownlow (Armagh), Kilwarlin (Down), Sandwich (Armagh), Erne (Donegal), Hamilton (Fermanagh), Antrim (Antrim), Balfour (Fermanagh), Charlemont (Armagh, Tyrone)。なお、Hamilton 及び Balfour 領の多くはミドルマンが支配していた。

(出典) Peter Roebuck, "Rent Movement, Proprietorial Incomes and Agricultural Development, 1730-1830," in P. Roebuck ed., *Plantation to Partition, Essays in Ulster History in honour of J.L. McCracken* (Belfast, 1981), p. 88.

規模と地代額の変動を示したものであるが、この表により、大学領とは対照的にいずれの所領においても、18世紀後半から19世紀前半にかけて地代は相当の上昇を示し、最高1エーカー当り100ペンス前後にまで達していることがわかる。

一方こうした有限リースの所領に対して、*fee farm* や *perpetuity lease* で保有されていた所領における地代は遙かに低いことが知られている。例えば、*Monaghan* カウンティーの *Massereene* 領における1810年の地代は、1エーカー当り5ペンス、同年の *Fermanagh* カウンティーの *Hamilton* 領における *perpetuity holdings* の地代も3ペンス程であった。また大学領と同じ '*Institution*' の所領であるロンドン・カンパニー領の地代は、大学領のそれをやや上回る程の額であったが、1820年の時点で1エーカー当り30ペンス以下に留まっており、個人所領よりは相当低い額であった⁽¹⁵⁾。従って所領主及びリースのタイプからして '*Institution*' の所領の一つであり、事実上 *perpetuity lease* を与えていた大学領における地代額は、必然的に低い水準にあったのである。

続いて1765年、大学より *Hon. Barry Maxwell* に付与されたリースの「証書」をとりあげ、リース契約に含まれている付帯条件について検討したい⁽¹⁷⁾。地代支払以外に、以下の諸負担が *Maxwell* に対して課せられていたことが史料より確認される。①地代納入の際の手数料(1ポンド当り6ペンス)、② *Quit Rent, Crown Rent* 以外の諸税(地方税、十分の一税、等々)の負担、③クリスマス前に大学へ貢納(*fat brown* 及び2バーレルのオート麦)あるいは2ポンドを代納。このうち実質的負担となったのは②のみであるが、これとても *Honourable* の称号の付く *Maxwell* にとって重くのしかかる程のものであったとは考えられない。また地代滞納に際しては、それが21日以上に及ぶ場合、大学は所領内に入り動産を差押え、80日以上の場合には保有地の「取戻権」の規定を一応設けたが、先に見た低い地代額と小作権の安定性を考えると、かかる強制的権利が発動される余地はなかったと思われる。

共同地の利用については、いかなる規定がリースにもり込まれていたであろうか。史料によれば、山地、牧草地、沼、等々は農地とともに小作人にリースされ、

漁業権、水利権、石切、泥炭に関する入会権も小作人に与えられていた。水利権が小作人に与えられたことは、後述するように、麻の漂白業の発達にとって極めて重要な点となるのである。

さらに、国教会と深く結びついていた大学は、宗教に関しても幾つかの規定を設けた。大学は教区牧師、代行司祭の推薦権を握るとともに、小作人及び又小作人に対して国教会派以外の教会、礼拝所の設置を禁止している。しかしながら、もしかかるものが設立された場合には、地代に加えて年々40ポンドの許可料を当事者が支払う旨が規定されており、事実上大学は信仰に関して寛容な策をとったと言えよう。

(2) 地域社会の概観

大学=小作人(ミドルマン)の諸関係はマナーの上層を蔽うものであり、大学領の実態を解明するにはミドルマン以下の複雑な保有構造をとらえなければならない。かかる課題を果たすには、分析視野をマナーという広い領域から、より細かい地域社会へと踏み込ませていくことが要請されよう。アイルランドの地域行政単位は、カウンティー以下、パロニー、パリッシュ、タウンランドの順に構成されているが、本稿で問題としている *Armagh* カウンティーの *Toaghy* マナーは、*Armagh* パロニー内の二つの教区——*Keady* と *Derrynoose* 教区——内に含まれ、とりわけ前者に比重がかかっていた。教区の自然的特質、19世紀前半の農業、工業、人口、等々の概観については、*Samuel Lewis* が編纂した *Topographical Dictionary of Ireland* (1837) 及び全国的地勢図 (*Ordnance Survey Map*) 作成に際して記された測量監の記録である *Ordnance Survey Memoir* (1830年代) が史料として有益である。さらに英国議会文書 (*British Parliamentary Papers*) の中には、この時期の社会経済史研究にとって不可欠な史料である二つの委員会の公聴会証言録、即ち *Reports of the Commissioners for inquiring into the Condition of the Poorer Classes in Ireland* (通称 *Poor Inquiry* B. P. P. 1836 XXX~XXXIII), *Report from Her Majesty's Commissioners of Inquiry into the State of the Law and Practice in Relation to the Occupation of Land in Ireland* 及びその *Evidence.*, (通称 *Devon*

注 (15) *Roebuck, op. cit.*, p. 95.

(16) *Ibid.*, p. 97.

(17) 史料番号, *Mun/D/799* (大学文書室所蔵)

Commission B. P. P. 1845 XIX~XXII) が収められている。前者はバローニ、後者は主としてバローニや教区に関しての証言を収録したもので、ともに教区牧師、⁽¹⁸⁾農場管理人、富裕な農民等が証人として出席している。

こうした諸史料の利用によって浮かび上がった Keady 教区の特徴は、18世紀後半以降漂白業を中心として麻工業が急速に発展を遂げていく姿であった。またこれと平行して、耕地の増大が進展していったことも所領地図より読み取れる。⁽¹⁹⁾従って、大学領におけるミドルマン以下の土地所有者の実態を解明する際に、当地の麻工業の分析は決定的に重要な意味を持つと言える。

さて、麻工業の製造工程の中で、漂白業は多額の資本と技術を要するため、最も重要な役割を占める部門であった。⁽²⁰⁾この工程が大規模化するのには18世紀末のことであるが、1720年代には既に一般の織布工の手には届かない程の設備費を要するものとなり、専門の漂白業者の出現をみていた。⁽²¹⁾その際、漂白工程は豊富な水力を動力源として利用したため、その立地点は流量の豊かな河川流域に集中した。しかしながら、漂白業の立地点の史料の検出には、以下に述べるような一つの大きな難点があったのである。⁽²²⁾

1838年にイギリスは「工場統計」(Return of Mills and Factories)を作成し、イギリスとアイルランドを対象として繊維工業発展の実態を把握しようと試みた。しかしこの史料はイギリス綿業の検出には極めて有効であっても、アイルランド麻工業、とりわけ漂白業の実態は把握できないという欠点があった。というのは、この時期のアイルランド麻工業は工場制ではなく、依然として問屋制家内工業を中心として営まれていたこと、また漂白工程といえども、イギリス流の factory

或いは mill よりも規模の小さい mill (「製造所」)で、しかも「工場統計」は織布、紡績工程のみを対象としてとられたため、この史料の視野からは麻工業の最重要部門である漂白業の実態はもれ落ちてしまうこととなったからである。従って、この史料を無批判に利用した当時の研究書(R. Kane, *Industrial Resources of Ireland*, (Dublin and London, 1844))は、アイルランド麻工業の発展規模を極度に過小評価するという誤りを犯してしまったのである。

漂白業の実態の史料の検出という問題に一つの解決を与えたのが、H. D. Gribbon や、W. J. Smyth の研究であった。彼らは救貧法課税額を算定する目的で1820年代より作成された、タウンランド毎の「土地評価簿」(Townland Valuation Book)の持つ史料の価値に着目した。⁽²⁴⁾この史料には農地一筆毎に評価額が記載されていた外、建築物も評価の対象となったため、その種類が詳しく表示されており、従って麻の漂白(含仕上げ工程)に使用された mill の検出が可能となったのである。Smyth はこの史料の利用によって、大学領を含む Armagh 中西部の河川流域に、かかる種類の⁽²⁵⁾ mill が集中的に分布している事実を明らかにしている。

さて、この「土地評価簿」以外に mill の検出のための史料として利用価値のあるものは、*Ordnance Survey Map* とミドルマン=又小作人間で作成された「証書」があるが、ここでは後者の利用の検討を試みたい。前節で筆者は、大学がミドルマンに土地をリースした際に、河川利用権も彼に与えられたことを「証書」の内容を紹介することにより明らかにした。このミドルマンが漂白業を営む又小作人に土地をさらに又貸した際には、しばしば河川利用権及び河川沿いに漂白 mill の設立を許可している事例が見られた。従

注 (18) 米村昭二「アイルランド農民家族の婚姻」(家族史研究編集委員会編『家族史研究3』大月書店、1981年所収)には、前者のサブプリメントと後者が史料として使われている。

(19) この点は2つの所領地図、Gabriel Stoke's Survey (1715) と Richard Frizell's Sarvey (1775)(ともに大学文書室所蔵)の比較より明らかである。大学は18世紀初頭からくり返し所領地図の作成を行なっている。Aalen と Hunter が作成したカタログによると、大飢饉直前にまで作られた地図は27点に及んでいる。F. H. A. Aalen and F. J. Hunter, "The Estate Map of Trinity College," *Hermathena*, LXXXV (1964).

(20) C. Gill, *The Rise of the Irish Linen Industry* (Oxford, 1925), pp. 49-50.

(21) *Ibid.*, p. 56. n. 2. 機械設備のみで2~3,000ポンドの費用が必要であった。

(22) *Ibid.*, p. 50.

(23) William J. Smyth, "Locational Patterns and Trends within the Pre-Famine Linen Industry," *Irish Geography*, VIII (1975), p. 98.

(24) *Ibid.*, p. 102. H. D. Gribbon, *The History of Water Power in Ulster* (Devon, 1969), p. 88.

(25) Smyth, *op. cit.*, p. 104. Fig. 2.

って両者の間で作成された「証書」⁽²⁶⁾ にかかる mill 設立に関する事項が記載されることとなり、この史料の利用によって漂白工程に従事した者の氏名、millの立地点、土地保有規模、ミドルマンとの諸関係の追求が可能となったのである。この点を具体的に検討するのが、次の課題である。

(3) ミドルマン=又小作人の諸関係

IIで述べたように、大学とミドルマンとの間で作成された「証書」は大学の文書室に所蔵されているが、一般の所領における地主=小作人間の「証書」の多くは、ダブリンの「証書登記所」(Registry of Deeds)⁽²⁷⁾ に所蔵されている。大学領におけるミドルマン=又小作人の「証書」もこれと同様の扱いを受け、一般にここに登記されている。以下では18世紀中葉、大学領のミドルマンからリースを付与された代表的漂白業者 David Bleakely⁽²⁸⁾ を例にとりあげ、史料から確認できる史実を検討したい。

1752年、Bleakely は Toaghy マナーのミドルマンである Robert King から、Keady 教区に属する二つ

のタウンランド、Tullyglush と Tullynamalloge⁽²⁹⁾ の土地61エーカー2ルード(単位、Irish Acre)を地代27ポンド16シリング、借地期間19年の条件でリースされた。これと同時に、彼にはこの二つのタウンランドを流れる河川沿いに麻工業のための mill を設け、水路、ダムを築く自由が与えられた。以後、Bleakely はかかるタウンランドを拠点として、表4に見られるように、保有地を拡大している。また彼自身、その保有地をさらにマナーの直接耕作者に又貸ししていたことも史料から読みとれる。⁽³⁰⁾

「証書」に記されている又小作人のミドルマンに対する義務はリース毎に微妙にずれがあり、また「証書」の記載形式もやや統一性を欠くうらみがあるが、1765年 Bleakely が Barry Maxwell から付与されたリース⁽³¹⁾ に含まれている義務がこの点を詳細に物語っているように思われる。両者の契約には、又小作人が14日以上地代を滞納した場合、動産が差押えられ、もし差押え物件のない場合には、ミドルマンがその保有地を取り戻すという規定が盛り込まれている。この制裁は、先に検討した大学=ミドルマン間のリースに見られた

表4 ミドルマンによる漂白業者 David Bleakely への保有地の又貸し例

年	ミドルマン	タウンランド	面積	借地期間	地代(Pence/Acre)
1752	Robert King	{Tullyglush {Tullynamalloge	61A 2 R (99.5A)	19	67
1760	Barry Maxwell	Dundrum	44A 2 R (72A)	18	?
1765	Barry Maxwell	Tullyglush	187A 3R 13P (304A)	18	77.8
1781	Barry Maxwell	Tullyglush	56A 2 R (91.5A)	16	30.4

1) 面積は Irish Acre で表示。()内は Statute Acre である。

2) エーカー当りの地代は Statute Acre で算定している。

(史料) 「証書」(College Deed) 史料番号, 174/441/116946, 419/212/273711, (Registry of Deeds, Dublin, 所蔵), D889/1/8 (P.R.O.N.I. 所蔵)

注(26) イギリスの「証書」が主として有形財産を対象としていたのに対し、アイルランドのそれは無形財産(年金、入会権、水利権、等々)をも対象としていたため、後者の方が史料的に利用価値が高いといえる。Peter Roebuck, "The Irish Registry of Deeds: a Comparative Study," *Irish Historical Studies*, XVIII, 71 (1972), p. 65.

(27) Registry of Deeds の紹介については、前掲の Roebuck 論文及び Irish Manuscript Commission 編纂の雑誌, *Analecta Hibernica*, (1966), pp. 259-276. に詳しい。

(28) 史料番号, 174/441/116946, (Registry of Deeds 所蔵) なお、本稿末尾にこの「証書」の抜粋を掲げてある。

(29) Statute Acre の1.62倍が Irish Acre である。

(30) B. Maxwell と D. Bleakely 間のリースの「証書」(史料番号, D/889/1/8, P.R.O.N.I. 所蔵)は、Tullyglush タウンランドの土地に関するものであるが、史料には次のような記載が見られる。All that and those that part of the Townland of Tullyglush.....and is now in the possession of the said David Bleakely and his undertenants..... (下線、筆者)

(31) 史料番号, Mun/D/799 (大学文書室所蔵)

ものより一層厳しさを増していることは事実である。しかしながら、後述するように、少なくとも19世紀前半に関しては、ミドルマンは又小作人の地代滞納に関して寛大であり、従って又小作人の保有権は不安定なものではなかった。この点は留意されるべきことであり、かかる史実を18世紀中葉の漂白業の勃興期にも想定することは、的をはずれた推論とは言えまい。

さらに「証書」の記載事項の中で注目されることは、Bleakely に対して保有地と建物の改良義務が課せられている点である。大学領は不在地主の支配した所領であったが(ミドルマンもしばしば不在であった。Toaghy マナーのミドルマンの多くはその例に入る)、必ずしも所領の性格が後進的で改良が滞っていたとは限らない。Maxwell 家はミドルマンとして大学領を保有していたと同時に、Wexford 及び Cavan の各カウンティ⁽³²⁾に自己の所領を保持する大不在地主でもあった。Cavan における Maxwell 家の所領経営を18世紀後半から19世紀中葉にかけて分析した McCourt の研究は、Maxwell 家が改良地主であったことを明らかにしているが、この結論は、大学領におけるミドルマンとしての彼の基本的性格を理解する上でも一助となる。

ミドルマンが大学と頻繁にリースを更新していたことはⅢ-1)において述べたが、その際大学領における重層的保有関係のため、又小作人もミドルマンから新たにリースを付与されるという事態が発生した。又小作人がミドルマンに対して支払った地代額、その土地保有状況の一端は、「証書」の利用からも窺い知れるが、この点の解明には地代帳の利用が大きな意義を持つことは言うまでもない。筆者は Maxwell 家の跡を受けてミドルマンとして土地を保有した Fox 家の地代帳⁽³⁴⁾を利用することができた。この史料は Fox が大学から保有していた Toaghy マナーの22のタウンランド中、21のタウンランドについて各タウンランド毎に1833~44年の期間にわたり、又小作人の氏名、地代額、滞納額、更新料、等々を記したもので、又小作人の実態とともに、Fox 家が大学領から得た収支状況も把握

することが可能となるものである。

地代に諸収入を加えた総収入は、1834年に3,611ポンド、1844年に4,400ポンドであり、これから先に表1で示した大学への地代をそれぞれの年について差引くと、年に2,000ポンドを上回る収入を最低 Fox は手中にすることができたといえる。次に、又小作人の保有状況をみると、彼らはほぼ2年毎にリースを更新している点が注目に価する。これはミドルマンである Fox が、大学とやはり隔年毎にリースを更新していたことから生じた現象である。従って、又小作人に与えられたリース期間は極めて短期間のものであったが、このことはミドルマン同様、彼らの保有権が不安定であることを意味するものではなかった。そもそもこの点は既に指摘したかの地における漂白業を中心とする麻工業の発展の一要因にもなるものであるが、又小作人の氏名が僅か10年余りにわたる短期間とはいえ、ほとんど変動のないことが地代帳より知られており、地代その他の滞納に対しても Fox は寛大で、又小作人の追い立てはほとんど行なわれなかった⁽³⁵⁾。短期リースは一般に、農業改良、経済発展に不利に作用するとみなされてはいるが、大学領のように貸し手と借り手との間にリース更新に対する信頼関係が確立されている場合は、上記の点はさほど大きな障害とはならないであろう。

さて、本稿を支える問題関心がアイルランド社会経済の地域差の解明であり、その具体的場として Ulster 東西に着目したことは冒頭で述べた。そこで次に Ulster 西部の状況を概観したい。Ulster 西部 Donegal カウンティに位置していた大学領は Kilmacrenan マナーと呼ばれ、Kilmacrenan パロニーの東北部を占めていた(図1)。Toaghy マナー同様、当マナーの初期のミドルマン名も史料から探索することは難しく、残存している「証書」に則する限り、1723年になって Gustavus Hamilton (後に Lord Viscount Boyne) に対して21年のリースが付与されていることがやっと確認できる程である⁽³⁶⁾。このマナーでは、1746年小作権が Nathaniel Clements へ移って以来、代々 Clements

注 (32) A. P. W. Malcomson, "Absenteeism in Eighteenth Century Ireland," *Irish Economic and Social History*, I (1974), p. 28.

(33) Eileen McCourt, "The Management of the Farnham Estates during the Nineteenth Century," *Breifne*, IV, 16 (1975), p. 543.

(34) Fox Estate General Rental, 史料番号 D 206/329 (P.R.O.N.I. 所蔵)

(35) *Ibid.*

(36) 史料番号, Mun/D/319 c (大学文書室所蔵)

(37) 史料番号, Mun/D/490 (大学文書室所蔵)

表5 又小作人から Fox 家への地代その他の支払状況

年	前年度滞納額		地代		沼地使用料		更新料		その他		合計額		納入額		滞納額	
	£	S D	£	S D	£	S D	£	S D	£	S D	£	S D	£	S D	£	S D
1833	239	17 0½	3,378	8 11½	31	11 3	1,001	15 7½	29	4 1	4,680	16 11½	4,616	10 9½	64	6 2
1834	58	6 2	3,594	14 0							3,652	19 2	3,611	19 2	41	0 0
1835	41	0 0	3,609	17 6½			997	5 10			4,648	3 4½	4,619	8 0½	28	14 0
1836	28	14 0	3,618	5 0½									3,625	18 10	21	1 0½
1837	21	1 0½	3,681	12 10			1,012	10 0½			4,715	3 11	4,685	4 1½	29	19 9½
1838	29	19 9½	3,691	2 10½							3,721	2 8	3,712	4 3	8	18 5
1839	8	18 5	3,690	15 9			1,034	15 11½	326	3 6½	5,056	12 4	4,796	6 11½	260	5 4½
1840	257	1 10½	3,973	12 3	127	8 3					4,358	2 4½	4,325	8 2	32	14 2½
1841	32	14 2½	3,982	4 3	127	19 8	1,014	3 8½	21	7 4	5,171	1 6	5,120	9 3	44	1 4
1842	44	1 4	3,993	9 11	133	2 11					4,170	14 2	3,962	17 4½	207	16 9½
1843	207	16 9½	3,993	9 11	138	2 11	1,014	3 8½	21	2 3	5,374	9 9	4,869	19 10½	504	9 8½
1844	504	9 8½	3,392	3 11	138	2 11	448	18 6½	21	2 3	5,104	17 4	4,406	15 3½	698	2 0½

1) 右端に記された「滞納額」の数値と翌年の「前年度滞納額」の欄に記された数値とが一致しない場合があるが(例、1839年)、これは Fox が滞納額の一部を棒引きしたことを示す。

2) 「その他」とは Certain fine, Rent Charge, 等々である。

(史料) Fox Estate General Rental, 史料番号 D 206/329, (P. R. O. N. I. 所蔵)

家(後に Lord Leitrim)がミドルマンとして土地を保有している。Clements 家は Maxwell 家同様、Kildare, Galway, Leitrim, Donegal の各カウンティに合計 94,535 エーカーの領地を所持した大不在地主であった⁽³⁸⁾が、やはり所領改良に積極的であった。

当マナーにおける保有構造は、ミドルマンが直接耕作者に又貸しするという形態が主であり、Toaghy マナーより重層性が薄かったことが特徴である。大学＝ミドルマンの諸関係を原史料に則して解説することは、紙面の都合上割愛せざるを得ないが、要約すれば、Toaghy マナー同様ここでも段階別低地代の設定、21年間という名目的期間のリース付与、短期のリース更新(年々)が見られた。しかしながらミドルマンの地位は、Toaghy マナーとは対照的に、ここにおいては必ずしも経済的に有利なものではなかったようである。1836年、Nathaniel Clements (Leitrim 伯2世)は妻へ宛てた遺言状の中で「不幸な状況のもとから、小作人(又小作人)たちへの地代削減を行なわなければならない、所領収入が大いに減少した」と述べ、嘗て約束した妻への大学領の小作権の譲渡を放棄しているが、このことは何よりも大飢饉直前の Kilmacrenan マナーの経営状態が悪化していたことを示すものである。Ordnance Survey Memoir その他Ⅲ-②で紹介した諸史料も、マナー内の農民の地代滞納と窮乏化の進行状況を述べている。

Toaghy マナーでは錯綜した保有構造が見られたにも拘らず、Kilmacrenan マナーより明るい状況にあった大きな要因としては、重層的保有関係を支えるだけの豊かな地代源が麻工業の発展を中心として存在していたことがあげられる。もっとも、Kilmacrenan マナーにおいても、麻の栽培、織糸への加工が広範囲に行なわれた。この織糸の一部は Ulster 東部の織布業地帯へ供給されるとともに、残りはスコットランド

やランカシャーへ輸出され、ファスチャン綿織物の経糸としてイギリス産業革命初期繊維工業の発展に重要な役割を果たしたのである。従って、Kilmacrenan マナー内の窮乏化は、織糸の輸出を取り巻く国際的要因の変化(具体的には産業革命の進展による機械紡績の発達)⁽⁴¹⁾にも影響された点が多いことは否定できないが、窮極的にはマナーの内在的要因の中にこの問題の解決を求めなくてはならない。Toaghy マナーとの比較においても、この点は最も重要である。かかる意味において、直接耕作者の実態を具体的に反映する史料の利用が最後に必要となる。

(4) 直接耕作者の実態

最後に紹介する史料は、測量士の Maurice Collis が大学の依頼を受けて、1843年に学長領を除く全所領の実態調査を行なった際に取った所領センサスで、彼の名に因んで Collis Survey、または Descriptive Survey and Valuation と称せられているものである。⁽⁴²⁾ Collis は後に Devon Commission に証人として出席し、このセンサスの調査方法、信頼度から若干の調査結果に至るまで証言を行なっている。⁽⁴³⁾ 彼は予め Dublin で調査項目を記した用紙を作り、現地でも有能な助手を雇い、個人毎に姓名、性別、年齢、宗教、読み書き能力の程度等々を、また家族毎に農地規模、土地利用形態、等々を記させた。しかし今日では、個人別及び家族別の史料は現存しておらず、センサスは以上の調査結果を各タウンランド毎に整理し、テーブル化したものとして残存しているだけである。

当史料の意義は、①1843年という時点でもとられたため、今まで使われた他のどの史料よりも大飢饉直前の状況⁽⁴⁴⁾をより生々しく反映している、②広く全国に分散した大学領を同一時点、同一方法で調査したため、比較地域史研究に利用可能である、ということである。

注 (38) Liam Dolan, *The Third Earl of Leitrim*, (Donegal, 1978), p. 15.

(39) 大飢饉直前、当マナーのミドルマンであった Leitrim 伯2世(Nathaniel Clements)は農民の福祉に力を注いでいた。*Ibid.*, p. 16. *Ordnance Survey Memoir*, Kilmacrenan Parish (Royal Irish Academy 所蔵)をも参照。

(40) Last Will & Testament of Nathaniel Earl of Leitrim, 史料番号, Mss 9927(National Library of Ireland 所蔵)

(41) Brenda Collins, "Proto-Industrialization and Pre-Famine Emigration," *Social History*, VII. 2 (1982). pp. 136-137.

(42) 史料番号, Mun/V/79/1-19, (大学文書室所蔵)

(43) B. P. P. 1845 XIX, pp. 237-253.

(44) F. J. Carney, "Pre-Famine Irish Population: The Evidence from the Trinity College Estates," *Irish Economic and Social History*, II (1975), p. 37.

従ってこの史料は、大飢饉の危機的状況が直前にさし迫っていたアイルランド社会における地域的諸相の差異を明らかにするのに最も有効で、とりわけ本稿のような問題設定に対して大きな光を投げかけるものといえよう。個人及び家族別のデータが今日利用できないのは惜しいが、タウンランドという極めて小さな地域単位毎にデータを集積した当センサスの利用価値は大きい。かかる意義を持つにも拘らず、この史料は僅かに F. J. Carney によって人口史研究に利用されたことが目を引くのみで⁽⁴⁵⁾、今日までその価値が十分に認識されてこなかったのは残念である。とまれ、地主＝小作関係を反映する「証書」と直接耕作的の実態をつかまえるセンサスの利用によって、大学領における諸階層の動向と、所領経済の基盤を支えた性格の解明に向けて大きく踏み込むことが可能となろう。

IV む す び

19世紀前半、Ulster 地方の東西両地域の比較を通じて、この時期のアイルランド経済の特質を解明することが筆者の現在の問題関心である。ダブリン大学トリニティ・カレッジは全国に広大な所領を抱えていたが、Ulster 東部の Armagh と西部の Donegal にもその

所領が分布していたため、上記の課題を果たすのに好都合な素材を提供する。大学は不在地主で、その所領はミドルマンを介した経営による重層的保有構造を特徴としていたが、このことは大学領の性格が著しく後進的であることを意味するものではなかった⁽⁴⁶⁾。従って、大学領は比較地域史研究の分析素材として十分に一般性を持つものと言える。今後はここで紹介した諸史料をもとに Ulster 東西の歴史像を造りあげ、19世紀前半における両地域の比較検討を行なうことにより、アイルランド社会経済の特質を追求したい。

[付記] 本稿は、筆者が1981—82年度アイルランド政府留学生として、ダブリン大学トリニティ・カレッジで行なった研究、「19世紀前半、アイルランドの社会と経済」の序論をなすものである。ここにアイルランド政府、在日アイルランド大使館、及び現地で指導にあられた D. J. Dickson 講師に感謝の念を表したい。また、史料利用に際して、トリニティ・カレッジの Manuscript Room 及び Public Record Office of Northern Ireland より配慮を得たことをも特記したい。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

注 (45) *Ibid.*

(46) *Devon Commission* の中には大学領の後進性を訴える主張もみられる。しかしこれらは、Kerry や Mayo カウンティなどの西部地域に関する証言であり、かかる地域の大学領の後進性は、むしろ西部一般の問題だったように思われる。

Devon Commission (B. P. 1845 XX) における Kenny (Mayo, 証人番号 485, 質問番号 55) J. Hurly (Kerry, 証人番号 668, 質問番号 41), J. O'Sullivan (Kerry, 証人番号 695, 質問番号 12), J. O'Sullivan (Kerry, 証人番号 698, 質問番号 6, 7) 等々の証言を参照。一部本史料の利用に際しては、法政大学松尾太郎教授のお世話を頂いた。ここに感謝の意を表する。

付録 Robert King と David Bleakly 間のリースの証書

史料番号 174/441/116946 (Registry of Deeds 所蔵)

A memorial of an indenture of lease bearing date the twenty eighth day of October in the year one thousand seven hundred and fifty two, between Robert King of Ravenhill in the County of Armagh Esq of the one part, and David Bleakly of Drumlin in the said County of Armagh merchant of the other part, whereby the said Robert King did demise grant let and to farm let unto the said David Bleakly his executors administrators and assigns, all that part of the Town and Lands of Tullyglush and Tullynamalloghe.....contained by estimation sixty one acres two roods plantation measure be the same more or less situate lying and being in the parish of Derrynoose, Manor of Toaghy Barony and County of Armagh, together with all rights members and appurtenances thereunto belonging, as also liberty to build and erect proper mills for carrying on the linen trade and to have liberty to preserve his mill races mill dams and the liberty of the Keady and Callan Rivers after passing the other dams on said waters....., to have and to hold all and singular the said demised premises with appurtenances.....for the term of nineteen years from the first of November last past fully to be compleated and ended, he the said David Bleakly.....yielding and paying yearly unto the said Robert King.....the yearly rent of twenty seven pounds and thirteen shillings sterling with one shilling in the pound receivers fees and the bleaching of two pieces of linen or four shillings in lieu there of at half yearly payments.....

Witnesses of the lease; James Stephenson of Killyfaddy, Co. Armagh gentleman, Charles King of the city of Dublin gentleman.

Witnesses of the memorial: James Stephenson, Hugh Cuming of Bellaran Co. Armagh

Sworn 27 March 1755

- (1) 史料中, Tullyglush 及び Tullynamalloghe タウンランドは Derrynoose 教区に位置すると記されているが, 18世紀後半, かかる地域は新教区の Keady に編入された。
- (2) Keady 川とは Keady 市を流れる Clay 川のことと思われる。